

選 定 療 養 費 制 度 に つ い て

同じ症状による通算の入院が 180 日を超えると、患者さんの状態によっては入院基本料の 15%が健康保険から病院に支払われません。180 日を超えた日から入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者さんの自己負担となります。

たかまえ病院では、入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者さんの負担になります。

急性期一般入院料(特別入院基本料)……………1,012 円(税込)／1日につき

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養費制度の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働省が定める難病の方
- 重症者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランク B 以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 人工透析を週に 2 回以上実施されている方(日常生活自立度ランク B 以上)
- 当院の療養病棟に入院中の方

この他にも選定療養から除外される条件がありますので詳しくは受付にお尋ねください。

3 カ月以内に同じ症状による病気や怪我などで入院されている場合、当院だけでなく他の医療機関での入院期間も通算され、合算して180日を越えた場合には選定療養費制度の対象となる場合があります。